

「第9次仙台市交通安全計画中間案」に対するご意見と本市の考え方

意見 No.	ご意見(要旨)	本市の考え方
全体についての意見(1件)		
1	<p>詳細多岐にわたる内容で、今後4年間で具現できるか疑問がある。実行可能な内容を重点に掲げ、各種施策を進めていくべきではないか。</p> <p>また、重大事故が起きてからの安全対策ではなく、未然防止策を進めてほしい。</p>	<p>本計画は、今後4年間の交通安全対策全般にわたる総合的な計画を定めることを目的としており、具体の施策については、予算措置により対応してまいります。</p> <p>また、交通社会を構成する人間・交通機関・交通環境の観点から、交通事故を未然に防ぐ対策を推進してまいります。</p>
第1章 計画の基本的な考え方 に関する意見(3件)		
2	<p>「第1章 計画の基本的な考え方」は、すばらしい。</p>	<p>悲惨な交通事故の根絶を目指し、「人優先」の交通安全思想のもと、今後とも市民の皆様や関係機関と連携を図りながら、交通安全に取り組んでまいります。</p>
3	<p>「第3節 重視すべき視点」の高齢者・子ども・自転車の安全確保及び交差点における安全確保の観点から、木町通小学校の通学路でもある北六番丁線を拡幅してほしい。</p>	<p>道路の拡幅については、沿道にお住まいの方々へ大きな負担を求めなければならないことや、震災後の本市の財政状況を踏まえると、実施が難しい状況です。</p> <p>なお、都市計画道路北六番丁線については都市計画の変更(廃止)手続きを予定しているところですが、今後も地域の要望をお聞きしながら、歩道のカラー舗装等による現道の安全対策など、安全・安心のために必要な措置を講じてまいります。</p>
4	<p>「第3節2 子どもの安全確保」について、子どもとして念頭にあるのが児童だけではなく、保育園に通園する幼児やその保護者が利用する通園路についても計画に明示してほしい。</p>	<p>第3章第1節①(イ)に記載のとおり、子どもの安全確保については、児童のみならず幼稚園、保育所に通う幼児等も含めた対策を推進していくことから、ご指摘のとおり、「通学路等」を「通園通学路等」と明記することにいたします。</p>

第3章 今後推進すべき施策 に関する意見 (8件)		
5	「第1節①②③」における仙台市の取り組み方がバラバラである。各部局が集めたデータや市民からの意見等を出し合えば、無駄のない環境整備ができるのではないか。	「第1節①②③」については、対象となる道路施設ごとに分類して対策を表記したところ。具体の整備にあたっては、関係機関、本市各部局と緊密な連携を図りながら進めてまいります。
6	「第1節①(ア)生活道路における交通安全対策の推進」について。コミュニティ道路や通学路は、できるだけ、ガードレール等による人と車の分離を図る安全対策を進めてほしい。	安全を確保するため、歩行者と車両を物理的に分離するための縁石等を整備するなど、施策の充実に努めてまいります。
7	「第1節①(イ)通学路等の歩道整備等の推進」に「押ボタン式信号機の整備を進める」旨の記載があるが、「人にやさしいまち」としてのあるべき姿は押ボタン式信号機がなくても安全に横断できる環境作りである。安全教育や指導等にもっと力を入れるべきであり、この記載は削除すべきと考える。	交通環境の整備だけではなく、運転者をはじめとする市民一人ひとりの交通安全意識を高めることも重要であり、交通安全思想の普及徹底に努めてまいります。 一方、押ボタン式信号機は、交通量が多い通学路等において設置要望が高く、児童等の安全確保のために有効な対策のひとつと考えております。
8	「第1節①(ウ)高齢者、障害者等の安全を確保する歩行空間等の整備」について。駅前のバス停留所等では、バスを待つ人達が視覚障害者誘導用ブロックの上に立って列を作っている。ブロックの意味が理解されていないように思えてならない。	各種交通安全教室や交通安全に関する普及啓発活動を通じ、視覚障害者誘導用ブロックに対する理解促進に努めます。
9	「第1節⑥公共交通を中心とした交通体系の構築」について。公共交通サービスは、利用できない地域もあり、一定の地域にのみ恩恵を与えている。	交通の安全確保の観点から、公共交通サービスの向上や利用促進につながる施策を推進するとしたものであり、ご指摘の点につきましては、「せんだい都市交通プラン」に基づき、地域の実情に即した生活交通の確保を検討してまいります。
10	「第1節⑧総合的な駐車対策の推進」について。地下鉄駅付近の客待ちタクシーの違法駐車をなんとかしてほしい。	タクシー業界に改善を要望してまいりますとともに、交通安全指導員による違法駐車等防止重点地域における指導助言等の取り組みを推進してまいります。

1 1	「第2節①(ア)・(イ)幼児・児童に対する交通安全教育の推進」については、親を教育していくべきである。自転車に子どもを同乗させ、携帯電話をかけながら運転するなど、ルール・マナーに違反している親を見かける。自転車にも違反・罰則があることを周知し、取締りを強化してほしい。	本市では、幼児とその保護者を対象とした親子で共に学べる交通安全教室を、児童館、児童サークル等で実施しているところです。 また、自転車利用者に対しては県警との連携を図り、罰則や事故発生リスクなど具体的な事故事例も示しながら、ルールの周知徹底を図ってまいります。
1 2	「第2節①(カ)高齢者に対する交通安全教育の推進」について。高齢者が利用する「シルバーカー」の利用のルールを作してほしい。また、シルバーカー同士でもすれ違うことが可能な広さの道幅を作してほしい。	平坦で幅の広い歩道等の整備を進めるなど、高齢者を含め、誰もが安全に安心して利用できる歩行空間の確保に努めてまいります。
その他の意見 (2件)		
1 3	地下鉄やバスを利用できない地域もあり、乗継割引は不公平。敬老乗車証も廃止してほしい。	いただいたご意見は、担当課へお伝えします。
1 4	震災後、余震による歩道隆起等様々な問題が起こっている。市職員は市民のもとへ出向いて調査し、今後の改善につなげてほしい。	いただいたご意見は、担当課へお伝えします。